

守口市立学校いじめ防止対策等審議会の答申を受けての
今後の対応方針

守口市立学校いじめ防止対策等審議会（令和2年3月19日設置）の答申を受け、被害児童やその保護者への支援を継続しつつ、本市立学校におけるいじめ重大事態の再発防止及び発生した際の指導体制の強化に向け、下記の点に取り組むこととする。

- 1 各校の「学校いじめ防止基本方針」がより実効性のあるものとなるために、各校が自主的に内容を見直すよう定期的な働きかけを行う。
- 2 児童生徒の内面を理解し、個に応じた対応を心がける児童理解と人権感覚を高めるため、計画的な教職員研修を行う。
- 3 専門職の専門性向上と、専門職の生徒指導体制への位置付けの明確化を図るため、「専門職の役割及び活用に関するガイドライン」を作成する。
- 4 教育委員会の指導と支援の一体化を一層図るため、本市教育委員会に設置している「いじめ対策連絡会議」の再編成を行う。